# 丹後郷土資料館調査だより

## 令和2年3月27日 第9号

#### ごあいさつ

丹後郷土資料館は、昭和 45 年 11 月の開館以来、京都府北部における古代から近代の歴史・考古・民俗資料などの収集・調査・研究・保存・展示に取り組んできました。これも、府民の皆様方から賜ってまいりました御支援があってこそと、厚く御礼申し上げます。

当資料館は、令和元年度も「海の京都」の歴史と文化の拠点施設として、企画展や特別展、丹後学び舎セミナーなどの事業を展開し、丹後の歴史と文化の学びの場となるように努めてまいりました。

また、今年度は、京都府蚕糸同友会から 127 品目 219 点の蚕糸用具及び関連資料の 寄附をいただき、特別展「蚕業遺産×ミュージアム」で展示し、府民の皆様方に御紹介 させていただくことができました。

当資料館では、これからも皆様から寄附・寄託いただいた資料を調査・研究・保存し、 丹後の歴史や文化を後世に伝える一助となることができればと思っています。

今後も、地域に根ざし、府民の皆様方の学びの場である資料館を目指して、魅力ある 展示や事業を一層推進してまいりますので、当資料館への御理解と御支援を賜りますよ うお願い申し上げます。

京都府立丹後郷土資料館長 山岸 浩

#### 目 次

■ ごあいさつ	館長 山岸 浩	1
■ 細川ガラシャの味土野幽閉説を疑う	森島 康雄	2
■ 丹後由良における廻船業の展開	稲穂 将士	8
■ モノカルチャー化するタネと文化財のゆくえ	青江 智洋	1 4
■ 令和元年度の資料整理	資料課	2 0
■ 丹後学び舎セミナー活動報告	資料課	2 2
■ 令和元年度のあゆみ	総務課	2 4

## 細川ガラシャの味土野幽閉説を疑う

資料課 森島康雄

はじめに

明智光秀が織田信長を倒した本能寺の変の後、 光秀の娘で細川忠興に嫁いでいた細川玉子(後の ガラシャ)が、丹後の味土野に幽閉されたという 味土野幽閉説は、多くの人に史実として受け入れ られている。観光ガイドにもウェブサイトにも「細 川ガラシャ隠棲の地」という名称で紹介されてい るし、現地に行けば「細川忠興夫人隠棲地」の石 碑が建っていて、石碑の横に京丹後市教育委員会 が設置した「細川ガラシャ略伝」と題した大きな 解説板には、「二年の月日をこの地で過ごすこと となった」と記されている。歴史学者の著述や講 演会でもガラシャが味土野に幽閉されたことは史 実として取り扱われることがある。

ところが、そのことを示す同時代史料はなく、 手掛かりは江戸時代に編纂された史料に限られる のであるが、それらについても歴史学の方法で詳 しく検討された形跡がない。そもそも「幽閉」と いう言葉が使われるようになるのも昭和になって からである。

本稿では、まず、残された史料を検討した後、 本能寺の変の直後、玉子が味土野に「幽閉」され たとする説がいつ成立し、どのように定着・拡散 したのかを探り、次いで、これが成立するか否か について考えたい。

#### 1. 明智家と細川家の記録

本能寺の変直後の玉子の動向について記した一 次資料は見つかっていないので、手掛かりとなる 史料として、まず、江戸時代に編纂された「明智 軍記」と「綿考輯録」を見てみよう。

「明智軍記」は、明智光秀の一代記で全10巻からなる。巻5までは最古の版本が元禄6年(1693)の刊行であるから、それ以前に成立していたと考えられるが、巻6以降は元禄15年(1702)版が最古である。

本能寺の変直後の玉子の動向に関連する記述 は、巻第9に、「坂本ヨリ付来リケル池田六兵衛・ 一色宗右衛門・窪田次郎左衛門ヲ相添、丹波ノ国 三戸野ト云フ山里迄ゾ送リ返シケル」とある。実 家である明智家から玉子の婚姻に付き従って来た 3人の家臣を付けて丹波の三戸野に送り返したと いうことで、行先は、明智の旧領、丹波三戸野と みるのが自然であろう。

「綿考輯録」は細川家の公式の歴史書である。宝暦2年(1752)に編纂を開始し、安永7年(1778)に草稿が完成している。本能寺の変直後の玉子の動向に関連する記述は巻9に、「一色宗右衛門と云浪士幷小侍従と云ふ侍女此二人計を付て、丹波之内山中三戸野(【割注】一書丹後国上戸村の名)と云所へ、惟任家の茶屋有しに送り被遣候」とあり、一色宗右衛門という浪士と小侍従と云侍女の2人を付けて、丹波の山中三戸野というところに、明智家の茶屋があるので送ったという内容である。そして、三戸野に割注が付され、一書によると、三戸野は丹後国の上戸村の名であると書かれている。

同書にはまた、「一書に」として「忠興公かゝ る無道之者の子を妻とし難し、如何すへきやと有 けれハ、是政申けるハ、某か妻も光秀内室の姪ニ 候へハ相同敷候、先ツ丹波の山中三戸野辺に兼て 知たる山伏罷在り、此者宅に御蟄居可然と申す、 藤孝公も可然と曰ひ、小侍従と云女・河喜多藤平 一成・池田六兵衛・一色惣右衛門・久保田次左衛 門幷米田力家人木崎大炊幷妻小川権六(【割注】是 政妻の親類佐々木家之者也)をも附奉る。彼者共 を御供とし山中に送られ、山伏宅に蟄居し給ふ」 との文を引用している。これによると、同行者は 小侍従・河喜多藤平一成・池田六兵衛・一色惣右 衛門・久保田次左衛門に加えて米田是政の妻・木 崎大炊と妻・小川権六が加わっていて、玉子を含 めると総勢10名の一行になり、行先は丹波三戸 野付近にある米田是政旧知の山伏宅である。

#### 2. 地誌類の記述

このように、「明智軍記」と「綿考輯録」の本 文は、本能寺の変の後、玉子は丹波の三戸野に送 られたという立場で記されていることをひとまず 確認し、「綿考輯録」の割注の「一書丹後国上戸 村の名」については、以下に、丹後で編纂された 地誌を検討する中で考えたい。

「綿考輯録」とほぼ同じころ成立した丹後の地誌に「丹後州宮津府志」がある。宝暦8年(1758)に新たに宮津の領主となった本荘氏が、小林玄章ら3人に命じて宝暦13年に完成させた宮津領内の地誌である。

本能寺の変直後の玉子の動向については、「當 國領主城主系譜」の「細川氏系」の項に記される。

「天正十年明智光秀弑信長、(【割注】一説藤孝此時薙髪号幽斎)、忠興悪其不義其妻(【割注】以光秀女故也)女ヲ丹後三戸野二(【割注】武林傳二上戸二作ル、明智記ニ丹波國三戸野ニ作ル)錮ス、其臣一色宗右衛門ヲ従シム(【割注】明智記ニ池田六兵衛一色宗右衛門窪田治右衛門從フト)後秀吉ノ命にヨツテ召返スト。

按當国與謝郡野間二味土野ト云小村有、土俗云 フ忠興ノ妻女ヲ此所ニ押コメ置シト云文書ナト 干今在リトカヤ。」

上記は、「丹後州宮津府志」の「糸井文庫」所蔵の原本に近いものと評価される写本を翻刻したもので、前半の漢文体の本文に対して「按當國」以下の和文体の考察部分は字下げをして表記が分けられている。

ところが、『丹後史料叢書』第8輯で活字化されたものでは、前半の漢文体部分と「按當國」以下の和文体部分が、改行もなく続けられていて、本文と考察部分の違いがわかりにくい編集になっている。

本文の割注に引かれている「武林傳」は「本朝武林傳」のことで、95家の武家について、その出自から家系、官位、事跡などを漢文体で記している。成立は延宝7年(1679)である。

玉子の動向については、「本朝武林傳」第四之 下の「細川」家の項に記される。

「天正十年明智光秀弑」信長型叛步時招望細川與一郎忠興型(【割注】忠興、光秀、智也)忠興悪型其不義—不」従立之父子、愁傷不少少遂一薙髪、示」之

傳曰忠興言-其室-(【割注】明智光秀之娘)曰 汝<sup>n</sup>父弑主君<sup>n</sup>大悪狼戻人也天下不」可」容-其罪 今與其子上同世が室<sup>n</sup>猶『與-其不義=吾不」忍」之<sup>n</sup>其 臣使=一色宗右衛門遣\_丹後國上戸=(【割注】村<sup>2</sup> 名)光秀伏誅<sup>2</sup>之後召之」

「丹後州宮津府志」にこれと共通する語句が散 見されることから、「丹後州宮津府志」が「本朝 武林傳」を参考に作られたことは明らかである。

また、「綿考輯録」の割注「一書丹後国上戸村 の名」とほぼ同じ内容が「本朝武林傳」の「傳曰」 以下の部分に見られることが注目される。

ここで、「綿考輯録」の成り立ちについて改めて考えてみたい。「綿考輯録」は、先述のとおり、宝暦2年(1752)から安永7年(1778)までかけて編纂された。編者の小野武次郎による「綿考輯録編纂次第」によれば、編纂の過程は、宝暦2年、藤孝・忠興の年譜を書写した後、粟坂恕軒述作の「細川全記」や井沢長秀著述の「細川御伝記」などと照合したところ、少し相違があり、精査して正しいものを作りたかったので、「何ニよらす御家ニかゝり候記録、家々伝来之覚書等、こゝかして求集申候」て、「平野長看撰述之御家譜」を底本に校訂し、安永7年に藤孝から光尚までの草稿が完成したという。

集められた資料は、「綿考輯録」に引用などの 形で明記されるものだけでも「明智軍記」「信長 公記」「有吉家記」「米田家記」など膨大な数にの ぼるが、その中には「本朝武林傳」も含まれてい る。

この編纂過程から考えれば、「綿考輯録」の「一書丹後上戸村の名」との記述も「本朝武林傳」に引用された「傳」によるものであり、もとの形は、「丹後國上戸(【割注】村/名)」であった可能性が高い。

すなわち、「綿考輯録」の割注も「丹後州宮津 府志」も、「本朝武林傳」に引かれた「傳」から の孫引きと考えられるのであり、信憑性は一段劣 る記述と言わねばならない。「綿考輯録」が割注 の形で表記しているのも、このあたりの事情を加 味してのことと考えられる。

江戸時代の丹後の代表的な地誌「丹哥府志」は、「丹後州宮津府志」を編纂した小林玄章が、引き続いて対象を丹後全域に広げて編纂を始めた。全編9巻となる大部の編纂は、玄章の子之保、孫の

之原に引き継がれ、約80年後の天保12年(1841) にようやく完成した。

こうして完成した「丹哥府志」にも、巻之四、 與謝郡第三、野間の庄の「御殿」の項に本能寺の 変直後の玉子の動向に関連して、「細川忠興の妻 は明智光秀の女なり、天正十年夏六月三日明智光 秀京都本能寺に於て将軍信長公を弑す、細川忠興 其不義を悪み遂に其妻を上戸に禁錮す(上戸は今 の味土野なり明智軍記に丹波三戸野に作るは非な り)」との記述がある。

当然ながら「丹後州宮津府志」と類似した表現が散見される。末尾には、かっこ書きで上戸は丹後の味土野であるとして「明智軍記」の記述を否定するが、根拠は全く示されておらず、「丹後州宮津府志」には記されていた伝説や古文書についての記述もなくなっている。また、本能寺の変を6月3日とし、信長を将軍とするなど、記述内容に事実と異なることが目立つ。

#### 3. 味土野幽閉説の拡散と増殖

「丹後州宮津府志」に記されている玉子を味土野に押し込めたという伝説は、その後どうなったのであろうか。「丹哥府志」は味土野に禁錮されたと記し、伝説については触れていないが、「御殿」表記の初現史料であることには注意が必要である。大正4年(1915)の『野間村郷土誌』は『日本女性史』の細川忠興の妻の項を引用しているが、引用文中の「三戸野」に、「今ハ味土野ト字名ヲナス。一説に御殿ト言へリ。」と注を加えている。「味土野」は慶長期の郷村帳に与謝郡野間村の枝村として確認できる地名であるから、実際はこちらの方が古いのであるが、こうして、「味土野」は玉子の「御殿」に由来する地名であるという伝説が生まれ、今に伝わっている。

また、味土野には女城と呼ばれる山城があり、 最高所の曲輪に玉子が住んでいたと言われてい る。

しかし、「丹後州宮津府志」には、味土野は「忠興ノ妻女ヲ此所ニ押コメ置シト云」と記すのみで、女城という名前はおろか、城跡とも書かれていない。管見では、女城は江戸時代の文書・記録

には表れず、原本は確認できなかったが、『味土 野賛歌』に加筆転載されている木下久蔵の『細川 忠興夫人略伝』(大正3年か)が初出とみられる。

こうして、地元では、伝説が伝説を生み、増殖していくのであるが、先述のように、「明智軍記」も「綿考輯録」も、本能寺の変の後、玉子は丹波の三戸野に送られたという立場で書かれていて、 丹後以外では、長らくこれが定説であった。

大正14年(1925)に完成した「丹波誌」巻七、船井郡下巻の竹野村の項には、「忠興髪押切リニ心無キヲ心ニ誓ヒ且ソノ臣下ニ示ス、夫人ニ告ゲテ曰ハク汝ガ父大逆ヲ行ヘリ、我等父子ハ右大臣殿(【割注】信長ヲ指ス)ノ恩ヲ受クルヿ重大ナレバ、爲ニ讎ヲ報ゼザルベカラズ、逆賊ノ子ハ室ヲ同フシテ居ル可ラズト夫人ヲ三戸野(【割注】水戸)山中ニ幽シ家人一色某ヲシテ之レヲ守ラシメ而シテ身京師ニ入リ秀吉ニ會シ其ノ心事ヲ叙ブ」とある。

昭和11年(1926)に刊行された大井蒼梧著『細川忠興夫人』には「本能寺の事變の起るや、細川幽斎父子は早速薙髪して信長の菩提を弔ひ、其異心なきを證し、且つ反逆者光秀の娘なる玉子を離別した事は前に記したが、細川家でも此玉子の方の處分については餘程苦心したらしい跡がある。といふのは玉子の方を離別したとは申しながら、其幽棲なる三戸野(園部の西北二里餘の山中)の峠の一つ家に、親戚なる清原家の娘(名は小侍従)をつけて身の廻りの世話をさせ、又最初は警護の爲めに武士さへ數名附けてあつたらしいのである。」と記される。

「園部の西北二里餘」は、現京丹波町水戸あたりになる。もとは船井郡水戸村で、明治22年(1889)の町村制施行後に船井郡竹野村大字水戸となった。明徳3年(1392)12月29日付の「足利義満袖判御教書」に「丹波國桑田寺、同國三戸八田、黒岡領家半済、後河領家半済、(【割注】報恩寺沙汰人跡等)事、所宛佐竹孫三郎宣尚也、守先例、可致沙汰之条如件」、「北野社家日記」延徳3年(1491)6月19日条に「納舟井庄三戸村御年貢米事、合弐石七斗六升三合者、右且所納如件」などとして記載されるから、室町時代に遡る村の名で

ある。

また、後述の「越中井」碑の側面に記された『広辞苑』編者として著名な新村出による碑文にも、「丹波の山寺に幽居謹慎」と記されている。

この状況が昭和10年を契機に大きく変わる。

イエズス会の宣教師で上智大学教授のヘルマ ン・ホイヴェルスは、『細川ガラシア夫人』の序に、 「そこで彼(引用者注忠興)は夫人を幽閉するとい ふ名目でその領地丹後の山奥の味土野といふ所へ 送りました。今日まで日本の歴史には丹波の三戸 野とありますが、實は京都府與謝郡野間村味土野 といふ所です。」と書いて、一般に丹波の三戸野 と言われているが、実は丹後の味土野であると主 張する。管見では、これが「幽閉」と表現した最 初の例とみられるが、丹波の三戸野を否定する根 拠はというと、「併し昭和十年三月私の現地(引用 者注丹波三戸野)を實見した結果は満足すべきも のではありませんでした。成程その邊には丘や小 山がありますけれども、場所そのものは道端にあ ります。明石の隣地に玉雲寺といふ大きな寺があ り、これはガラシアの父明智光秀が建てたものと 謂われてゐますが、ガラシアがこの地に潜んでゐ たといふことに就ては土地の人は何も知つてをり ません。地形が寺を隠すのに適當のやうにも思は れませんし、この地は細川領ではなく、また餘り に京都に近過ぎるからであります。」というもの で、ほぼ印象論である。続いてホイヴェルスは、 読売新聞に掲載された作家森田草平の随筆を引用 する。「(前略)京都日々の支局員は列車の中まで 追ひ掛けて來た。私はこの支局員の口から、自分 は與謝郡野間村の生れだが、村の中に大字味土野 といふ所がある。元は御殿とも書いたさうで、明 智光秀の滅亡後、忠興夫人が三年間許り押籠めら れてゐた所だと云い傳へられてゐるといふ話を聞 いた。私は雀踊りして喜んだ。「細川家記」を見 ても、恐らくはそれに據られたらしい徳富蘇峰氏 の「近世國民史」を見ても、忠興夫人が丹後の山 奥の三戸野といふ所に押籠められてゐたとはある が、或ひは丹波の國とも云ふとあつて、何處とい **ふ確證は擧げてない。私はその後野間村の役場へ** 紹介して、大體確證を握つた。實際、京都日々支

局員の話は私の丹後旅行の最大収穫であつた。|

ガラシャを題材とした作品を構想していた森田 草平は、伝説を聞いて味土野幽閉説を確信した。

その後、ホイヴェルス自身も味土野を訪れた。「同年八月私は丹後出身の友人と一緒に宮津から北に向かつて天ノ橋立、それから峰山に向ひ、そこから自働車で危險な道を通つて野間村に着きました。又そこから廣い谷を渡つて山の先を曲ると、味土野の農家の屋根が廣い盆地に點々としてゐるのが見えました。聞くところによれば、丁度八日前にこれも亦森田氏の文を讀んで細川夫人に就て興味を持たれる東京女子高師校長下村壽一氏の一行も、味土野まで行つたさうです。この丹後の味土野こそ絶好な隠場所であり、細川氏が其愛妻を復讐の難より逃れしめるに適當な所であつたでせう。」

こうして、当時、地元の小学校校長をしていた 行待迪が冊子『細川忠興夫人』に「下村博士や、 ヘルマン博士の来訪によって一層世に喧伝され」 と書いたよう、野間村で語られた伝説が知られる ようになった。この冊子には、女城・男城のほか に、馬場跡、女城地蔵、化粧の池などの『野間村 郷土誌』にはなかったガラシャゆかりの遺構が書 かれていて、20年ほどの間に伝説がさらに増殖 したことが推定できる。

この翌年に建立された顕彰碑が、今も残る「細川忠興夫人隠棲地」の石碑である。建碑を行ったのは、竹野郡と与謝郡の婦人会で、その背景には、各地を転戦する夫忠興の留守を守り、最後は人質となるのを拒んで世を去った玉子が、貞婦の鑑として顕彰された日中戦争に向かう当時の社会情勢があった。昭和9年に大坂城下の細川屋敷があった場所に徳富蘇峰の筆になる「越中井 細川忠興夫人秀林院殉節之遺趾」の碑が建てられたことも、建碑の動機づけになったことだろう。

建碑の時に発行された『細川忠興夫人隠棲地由来記』の冒頭に「細川忠興夫人の隠棲地が、わが味土野の土地にあることを知って以来、」と書かれているように、当時はまだ、地元のだれもが知っているという状況ではなかった伝説が、石碑が立つことによって、ますます定着・拡散して行く。

こうして、味土野幽閉説は世に知られるようになったが、直ちに定説となったわけではなかった。昭和43年(1968)に発表された司馬遼太郎の小説『胡桃に酒』には、「たまは、幽居せしめられた。場所は、隣国の丹波船井郡にある水戸野峠である。山中に山伏寺がある。」との記述がある。司馬は執筆にあたって膨大な資料を集めたことで知られる。その司馬が丹波の三戸野と書いていることは、当時も資料に沿って調べればその結論が得られる状況にあったことをうかがわせる。

ところが、平成16年(2004)発行の新装版文春 文庫では、「場所は、隣国の丹後竹野郡にある味 土野峠である。」に変更されている。この場面、 舞台は宮津城であるから、丹後竹野郡なら「隣国」 ではおかしいのであるが、その矛盾を抱えたまま の変更である。おそらくは味土野幽閉説が定説化 した後、読者からの指摘などで変更されたものと 推定される。確認できた範囲では旧版文春文庫の 第20刷(1988年)までは「丹波」であるから味土 野幽閉説が定説化したのは、最近30年ほどのこ とになる。

近年では、玉子が味土野に至る行程が、宮津から日置まで船で渡って駒倉に入って山越えしたと語られている。歴史学者の田端泰子がこれに「宮津の地形や産業の発展から見て説得的であろう」などとお墨付きを与えていることもあって、史実として語る人にしばしば出くわす。

この行程の初出は確かめられなかったが、江戸時代の史料には見あたらない。拡散のきっかけとなったのは、芦田行雄が『味土野賛歌』の巻末に「玉が私に語ってくれたこと」を綴ったという物語「味土野幻想」と思われる。

このように、伝説はいとも簡単に増殖して尾鰭がついてゆくのである。

#### 4. 味土野幽閉説は成立するか

孫引きの不確かな情報を除けば、玉子が送られた先は丹波と書かれているなかで、味土野幽閉説に基づく伝説が拡散・増殖して定説となった過程をふまえて、この説が成立する可能性について考えてみたい。

味土野幽閉説を積極的に採る田端泰子は、「綿 考輯録」の「惟任家の茶屋有しに」という記述に 注目して、次のように主張する。

「玉子はなぜ味土野に幽閉されたのであろうか。味土野がある竹野郡は一色氏の知行地に入っていた。細川領ではなかったので、玉子を離婚し、追放するという形式には適した山里だったのであろう。もう1点注目されるのは、『明智軍記』に、味土野には明智家の茶屋があったとの記述があることである。明智光秀は細川氏の上司として丹波・丹後平定に協力した間柄であるから、明智家の所領が点としてここにあったとしてもおかしくはない。ここが明智家の所領であったとすれば、玉子は離別されて実家の所領に帰されたことに、形の上ではなるからである。宮津からは遠くはなく、一色氏の知行地内で、一色氏の動きも監視でき、明智家の茶屋があったことで、離別の名目も立つ、絶好の場所がここ味土野であったと思う。」

明智家の茶屋があったとの記述があるのは「明智軍記」ではなく、「綿考輯録」であることは勘違いとしておくとしても、味土野が竹野郡であることを前提に論を進めていることは、理解しがたい。

味土野村が慶長年間に与謝郡野間村の枝村であったことや、「丹哥府志」の「御殿」の記述が与謝郡野間の庄の項に書かれていることは先述のとおりであるし、味土野を含む野間村の大半が竹野郡になったのは昭和23年(1948)、戦後のことで、当時、味土野は与謝郡であった。味土野が与謝郡であったことを理解すれば、田端の論が全く成り立たないことは明白である。

それでは、明智家の茶屋が味土野にあった可能性はあるだろうか。明智光秀の行動を追うと、光秀が丹後に入ったのは、天正8年に丹後を宛がわれた細川藤孝に同伴した時、天正9年に藤孝らと天橋立に遊んだ時の2回である。

天正8年は8月に藤孝とともに宮津に入り、宮津城築城や領国支配に関わり、藤孝とともに峰山の吉原西雲を攻め滅ぼしたことを賞する22日付の信長黒印状を受け取っているので、下旬までは丹後にいたことが確認できるが、9月9日までに

丹波に戻っていることが分かるので、味土野に行った可能性はほぼ無いだろう。天正9年は4月9日に亀山を出て、12日の朝には宮津で忠興の振舞を受け、飾り舟で久世戸を見物し、橋立の文珠を訪れて藤孝、里村紹巴と連歌を催しているが、17日には丹波宇津(京都市右京区京北)にいるので、味土野に行った可能性は無いだろう。

したがって、味土野は光秀の行動範囲の外にあると言って良い。自分の行動範囲外に茶屋を設けることは無いから、「綿考輯録」に記された茶屋は光秀の行動範囲である丹波にあったとみるのが自然である。

田端はまた、玉子を味土野に送ることで一色の動きを監視できるというが、味土野のような山奥で監視できるとは到底考えられない。しかも、当時、細川家と一色家は藤孝の娘伊也と一色五郎との婚姻で講和したとはいえ、丹後支配をめぐってけん制し合う関係にあり、本能寺の変の直後、一色五郎は光秀に与している。この状況で一色家支配地に近い所に玉子を送ることは、人質に取られる危険にさらすことになるのではないだろうか。

先述のとおり、味土野には、女城と呼ばれる山城がある。明智・細川家が丹波・丹後攻略後に使用した山城は、最高所の曲輪に石垣が築かれ瓦が出土することが多い。しかし、女城の最高所の曲輪に石垣が築かれた形跡はなく、瓦も採集されていない。谷を隔てた男城にも石垣・瓦は見られないし、警護の兵が詰める場所としては離れすぎているだろう。

このように、味土野幽閉説は、史実としてはほ とんど成立する余地がないと言えるだろう。

#### おわりに

本能寺の変の後、玉子がどこに送られたのか。 その確実な答えに到達することは、同時代の史料がないために、ほとんど不可能である。しかしながら、本稿の検討を通して、残された史料からは、一昔前まで通説であった丹波三戸野と考えるのが自然で、現在通説となっている丹後味土野幽閉説は、根拠が「本朝武林傳」の「傳」に記された「丹後国上戸」を端緒として次々に生み出されてきた 伝説以外にはなく、史実とは考え難いことを示す ことができたと思う。

古文書を読んだ経験が多少あれば思い当たることであるが、丹波の「波」と丹後の「後」という字のくずし字にはよく似たものがあり、写し間違いが起こり得る。「本朝武林傳」だけが「丹後」と記していたのは、そこに引かれた「傳」のもととなった史料が、「丹波」を「丹後」と間違えた可能性もゼロではないだろう。

歴史には、定説とされていても実はそれほど確かではないということが意外に多い。定説を信じ、そこから生まれるストーリーを楽しむのも良いが、本当のところはどうだろうと追及してみることが歴史の醍醐味である。

#### 参考文献

- ・芦田行雄編2000『味土野賛歌』あまのはしだて出版
- ・大井蒼梧1936『細川忠興夫人』武宮出版部
- · 北村龍象編1925『丹波誌』
- 久保田辰彦1914『日本女性史』弘道館
- ・小林玄章ほか「丹後州宮津府志」(名著出版1972『丹 後史料叢書』第8輯所収)
- ・小林玄章ほか「丹後州宮津府志」(糸井文庫蔵本)
- ·小野武次郎編「綿考輯録」(国立国会図書館蔵本)
- ・小林玄章ほか「丹哥府志」(名著出版1972『丹後史 料叢書』第6輯所収)
- ・司馬遼太郎1968『胡桃に酒』(『故郷忘じがたく候』 所収、2004新装版『故郷忘じがたく候』文春文庫)
- ・諏訪忠晴1679「本朝武林傳」梅林堂
- ・田端泰子2010『細川ガラシャ』ミネルヴァ書房
- ・土田将雄1971「細川幽斎伝記の編纂について:「綿 考輯録」の成立まで」(『上智大学国文学論集』)
- ·野間尋常高等小学校職員編1915『野間村郷土誌』
- ・藤井譲治編2011『織豊期主要人物居所集成』思文閣 出版
- •二木謙一監修1995『明智軍記』新人物往来社
- ・ヘルマン・ホイヴェルス1939『細川ガラシア夫人』 カトリック中央書院
- ·細川護貞監修1988『綿考輯録』第2巻 出水神社
- ・森田草平1935随筆「思ひつくま > に(三)丹後の宮津」 読売新聞 昭和10年5月23日
- ・山田長政著、與謝郡・竹野郡聯合夫人會、與謝郡・ 竹野郡聯合女子青年團本部編1936『細川忠興夫人 隠棲地由来記』
- ・行待迪1935『細川忠興夫人』

## 丹後由良における廻船業の展開

―新出資料の紹介をかねて―

資料課 稲穂将士

#### はじめに

本稿では、今年度当館において受け入れをおこない、現在整理中である、『丹後国加佐郡由良村 米屋新四郎家文書』(以下『米屋新四郎家文書』) を取り上げ、丹後国加佐郡由良村(現宮津市由良) を拠点に活動した、同家の廻船業の様相について 検討する。

由良川を挟んで対面する由良と同郡神崎村(現舞鶴市神崎)は、北前船をはじめとする諸廻船の船頭や水主などの乗組員を輩出した村ということが知られている。特に由良は日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間〜北前船寄港地・船主集落〜」の構成文化財である、由良金比羅神社や同社に奉納された船絵馬群、廻船の船頭を務めた『加藤家文書』など、廻船に関連する資料が多く残されている。

その一方、平成6年から同17年にかけて編さんされた『宮津市史』では、由良に関する記述がほとんどみられない。これは、市史で対象となった地域が宮津藩領内の地域に主眼がおかれたためと考えられる。宮津藩領内の村のほとんどは与謝郡に含まれるが、由良地区は加佐郡に属し、近世を通じて田辺藩領であった。

本稿では、まずはじめに丹後廻船に関する諸研究や自治体史などの記述について整理をおこなう。あわせて、自治体史編さん以降の調査・研究成果についても触れる。その上で、今年度から整理を始めた『米屋新四郎家文書』の内容にふれ、重要な論点を抽出していきたい。

#### 1. 丹後廻船の研究史

本章では、丹後廻船のこれまでの研究のレビューをおこなう。私見の限り、当該分野のこれまでの研究を収集したが、遺漏があればご寛恕願いたい。丹後廻船に関する研究の嚆矢は、大正年間に刊行された『岩滝村誌』や『与謝郡誌』、『熊野郡誌』などの郷土誌である。例えば、『与謝郡誌』には「与

謝湾交通の沿革」という項があり、「郡の中心たる宮津港は北海唯一の良港なれば旧藩時代にありては(中略)北海道揖行の船舶は尽く輻湊して帆檣林立し(中略)。寛文年中伊根浦に船番所あり、日置・大島・大原等に船役の課役あるを見れば当時これ等の土地が海上交通上相当の地位を保てるを知るべし。」として、近世における廻船の隆盛について説明している。

戦後になると、足立政男が、近世における領国 経済から全国経済への発展と変遷の有様を解明し ようとする関心から、日本海海運について分析を おこなっている。足立はこの中で、丹後国竹野 郡浅茂川村(現京丹後市網野町)の山中九兵衛家や 岩滝の諸商人など、廻船業と地方の商業(主に縮 緬業)を兼営する商人を素材に、丹後廻船の全国 的な展開の様子を明らかにした。

この足立の研究をふまえ、丹後廻船研究の現状の到達点を示しているのが真下八雄である。真下は、丹後の廻船について以下の4点を指摘している。。

- ①船主は、田辺藩・宮津藩城下の町人船主、岩滝・ 加悦の生糸・縮緬問屋船主(以上商人船主)、神 崎・由良・間人をはじめとする浦方の百姓船主 の3系統に大別される。
- ②百姓船主が、丹後を根拠地とし、丹波・丹後の 産物を日本海沿岸の各地と交易する地方的廻船 業者であったのに対し、商人船主は、縮緬業や 酒造業などの諸商業によって資本を蓄積し、次 第に地方経済から遊離し、大型廻船を多数所有 する全国的廻船業者へと成長していった。
- ③廻船の乗組員のうち、水主は特定の沿海村の中・下層農民が中心で、上層農民の中には直船頭が多く見られる。
- ④水主のなかには、永年の航海経験を買われて、 沖船頭に抜擢されて資本を蓄積し、そこから独立を果たして、直船頭・船主となるものが登場する。

以上4点の指摘は、近世後期から明治初頭まで の丹後廻船の様相を知る上で重要で、今尚色褪せ ない指摘である。

この真下の研究以降に刊行されるのが、『舞鶴

市史』や『宮津市史』の自治体史である。『舞鶴 市史』の水上交通に関する項は真下による執筆 で、論旨はそれまでの研究と大きくは変わらな い。『宮津市史』では通史編下巻の近代の項で、 丹後の廻船業について触れている。『舞鶴市史』 の記述に依拠しながらも、昭和63年(1988)に調 査が完了した『元結屋三上家文書』(以下『三上 家文書』)の調査成果をふまえ、同文書群からは明 治27年(1894)を最後に廻船に関係する情報がみ られなくなることを指摘し、「江戸時代に成立し た北前船の伝統は、明治中期に衰退していくまで 生きていたのである。」としている。このように『宮 津市史』では、明治以降の廻船業について触れて いるが、本稿冒頭でも指摘したように、近世期の 廻船についてはほとんど触れられていない。これ は、宮津藩領(特に城下)の廻船業の実務を担った のが、田辺藩領である由良の船頭たちであり、市 史編さん時の調査が宮津藩領内の地域に重点がお かれたことによるためであろう。

『舞鶴市史』・『宮津市史』の刊行はそれぞれ平成5年・16年であるが、丹後廻船に関して新たな知見はほとんど得られず、丹後の廻船研究はしばらく停滞する。

この状況下で新たな動向として現れるのが京都 府立大学(以下、府立大)による「宮津市北前船関 連資料調査研究」である。この研究は宮津市から 府立大が受託し、平成25年から27年までの3年 間おこなわれ、宮津市や舞鶴市などの丹後地域に 所在する資料だけでなく、北前船の寄港地として 著名な山形県酒田市での関連資料の調査がおこな われた。この研究の成果は、最終年度に刊行さ れた報告書をはじめ、平成27年に丹後郷土資料 館で開催した特別展「大海原に夢を求めて―丹後 の廻船と北前船―」や、同年京都文化博物館で開 催された「日本のふるさと大丹後展」で公開され ている。また、この研究を継承しておこなわれ た、平成28年度府立大地域貢献型特別研究(ACTR) 「「丹後の海」の歴史・文化に関する総合的研究」 でも、年度末に報告書が刊行され様々な成果が出 された。

2冊の報告書で示された論考の内、本稿と深く

関わる論考を紹介しておく。藤本仁文は、これまで詳細な検討がおこなわれていなかった『三上家文書』を用いて、幕末維新期における同家の廻船業を分析した。吉野健一は『三上家文書』と由良の『加藤家文書』、鶴岡の『尾関家文書』などを用いて、丹後廻船による遠隔地交易の様子の具体像を示し、いわゆる「北前船」が活動する約半世紀前の延享4年(1747)に、丹後伊根の船が酒田まで到達していたことを指摘した。小室智子は、自治体史編さん以降に整理された舞鶴や由良・神崎の廻船関係の古文書を紹介しつつ、丹後廻船の諸相について明らかにし、現状の研究の課題と今後の展望について論じている。

小室の論考でも触れられているが、これらの府立大の調査と並行し、また、時には共同して、当館では由良の廻船関係の古文書を受け入れ、調査をおこなってきた。府立大の調査は平成28年度で終了しているが、これ以降も当館では継続して由良の資料調査をおこない、目録を作成している。次章では、今年度当館で受け入れをおこなった『米屋新四郎家文書』の中から、廻船に関する文書を紹介する。

#### 2. 米屋新四郎家の廻船業

『米屋新四郎家文書』は、由良村において廻船の船頭を務めたと伝わる磯田新四郎家に伝来した古文書群で、総数は78点である。最も年紀が古いものが享保2年(1717)の切畑売渡証文で、最も新しいものが昭和8年(1933)の大福帳である。文書のほとんどは、天保期(1830~43)以降の土地の売渡証文であるが、一部廻船に関係する資料も数点含まれる。以下、当文書群を用いて、米屋新四郎家の廻船業の様子について検討を加えたい。

『米屋新四郎家文書』の廻船関係資料のなかで 最も古いものが、天保3年(1832)閏11月の150 石積の弁才船譲渡証文である。本文書からは、 羽州庄内加茂(現山形県鶴岡市)の伊藤善左衛門か ら、米屋新四郎が金72両111文で150石積の弁才 船を買い受けていることがわかる。代金の支払い は、この文書が発給された11月9日に約半分の 金36両111文が支払われ、また、「来巳二月中御 乗込之節御渡可被成定」とあることから、残額の 支払いは翌年2月に新四郎が船に乗り込む際にお こなう決まりになっていたようである。

何らかの理由で庄内加茂に行った新四郎が、 11月に弁才船を購入し、季節柄航海が難しかっ たので半額の代金を支払い、一度由良に戻ってか ら、年明けの春を待って、もう一度加茂を訪れ残 金を支払い、船を受け取ったのであろうか。現状 では他に関連資料が見いだせないため推論の域を 出ないが、当時の廻船の売買の様子がわかる貴重 な資料である。

新四郎は、次章で紹介する天保10年「盛岡野 辺地湊積雇船下送状之事」という文書から、由良 の米屋四郎左衛門の船の沖船頭を務めていたこと がわかる。時代は前後するが、四郎左衛門の船に 沖船頭として乗り込みながら資本を蓄積していっ て、自身で船を購入し、新四郎は直船頭となって いったのであろう。

時代は少し上がるが、天明2年(1782)の田辺城下竹屋町の持ち船が、130~200石積の弁才船4艘、100俵積「とろ舟」2艘、80俵積羽賀瀬船1艘、25俵・30俵積「てんと」をそれぞれ1艘ずつとなっていること、明治初期(1870~72)の西神崎村(現舞鶴市神崎)では50石積以上が32艘、200石積以上が3艘所有されていたこと、宮津城下の三上家では安政5年(1858)から慶應元年(1865)の間に250~600石積の船を7艘購入していることをふまえると、新四郎が購入した150石積の船は丹後において中規模程度の船であるといえるだろう。

また、『米屋新四郎家文書』のなかには、天保15年(1844)「請状一札之事(船中諸事猥にて規定相究めに付)」(『米屋新四郎家文書』71)という文書があり、そこから由良の廻船の活動の様子が窺い知れるので紹介しておく。この文書は、「船中一統」すなわち廻船の乗組員(水主)たちが「船頭御衆中」にあてた文書の写しで、乗組員などの規律や運賃の増額に関して取り決めたものとなっている。運賃の増額に関しては、「一、越後積石二付六合増/一、本庄

積石二付壱升増」とあり、積載する荷物一石あた りの距離に応じた増額分を決めている。ここで注 目したいのは、天保15年段階で越後国(現新潟県) や庄内(現在の山形県酒田市や鶴岡市など)、本庄 (現秋田県由利本荘市)まで由良の廻船が定期的 に行っていることが推察される点である。延享7 年段階で伊根の船が酒田へ行っていることや、安 永6年(1778)に神崎の船が越後国出雲崎に初め て入津したこと、文政10年(1872)段階で「秋田米」 「庄内米」「最上米」(以下、これらをあわせて出 羽国米) が宮津城下で流通していることはこれま での研究で知られているところではあるが、これ らの資料から由良の船の活動範囲は、天保年間に は出羽国本庄まで含まれ、出羽国産の米を運んで いたことがわかる。ただし、現状では他に傍証す る資料が発見されていないため、宮津城下に流入 した出羽国米が、由良の廻船によって運ばれたも のとは断定できないということは申し添えておき たい。

## 3. 由良の廻船研究の可能性-天保10年「盛岡 野辺地湊積雇船下送状之事」から-

最後に『米屋新四郎家文書』の中から、天保10年(1839)の「盛岡野辺地湊積雇船下送状之事」 (『米屋新四郎家文書』38)を紹介したい。本文書は盛岡藩の大坂御用銅掛合役人である帷子多八と田談内蔵丞から、同藩の野辺地湊(現青森県野辺地町)の御用銅掛合役人の松井庄作・高田等とその手先奥山弘平、そして京都の新宮凉庭にあてられたものである。複数の論点を含む資料なので、本稿の末尾に翻刻文を全文掲載しているので参照されたい。

本文書は盛岡藩の大坂役人が、同地へ御用銅を 廻送するために、米屋新四郎が沖船頭を務める 米屋四郎左衛門の500石積弁財船を雇い入れた旨 を、野辺地湊の同藩役人へ伝える送り状である。 御用銅とは、幕府が長崎から輸出した銅で、大坂 で精錬された。盛岡藩は正徳5年(1715)に65万 斤の御用銅の供出を命じられているので、本文 書中の御用銅とはその一部であろう。

本文書の冒頭には、船の規模や積載している道

具類が示される。中間部には、御用銅26,250斤を100斤につき銀8匁5分の運賃で運ぶこと、「日丸船印」を大小2本ずつ渡していることが記される。この「日丸船印」は、寛文13年(1637)以降に幕府領の年貢米(御城米)や御用銅など、幕府の公用荷物を運搬する際に用いられる、日の丸の旗のことを指すと思われる。

続いて運賃の支払いなどに関する但し書きがあ るが、そこに「野辺地湊入船先船ゟ段々積立候間、 後船之分無異儀相待可申事」、すなわち野辺地湊 へ入船した船から次第に荷物を積むようにとあ り、新四郎が沖船頭を務める船以外にも複数の船 が、この御用銅廻送に雇い入れられたことが推測 される。実際にどれだけの御用銅が新四郎の船に 積まれたかは定かではない。しかし、宝暦11年 (1761) に丹後沖で難船し、伊根浦に避難した大 坂道頓堀堺屋利右衛門船は、盛岡藩御用銅140箇 と秋田藩御用銅60箇、船頭の買積荷物である米 1698俵・大豆242俵・小豆150俵・杉材木400本 を積んでいることや、安政2年(1831)に若狭国 三方郡久々子村(現福井県三方郡美浜町)の川渡甚 太夫船が、同国本郷(現福井県大飯郡おおい町)で 小浜藩の御用銅「五百丸」を、小浜で米150俵を 積んでいることなどをふまえると、新四郎の船も 他の荷物とあわせて御用銅を積んでいた可能性が ある。これまでの研究では丹後廻船は秋田まで進 出していたことは知られていたが、本文書から、 そのさらに北まで進出していたことが窺える。こ れも傍証する資料が他に無いため後の発見を俟ち たい。

最後に、本文書の宛所に注目してみたい。盛岡藩の野辺地湊役人2名の他に、「新宮凉庭殿」という名前がみえる。新宮凉庭は由良出身の医者で、長崎に遊学したのち京都で活躍する人物である。凉庭は文人としての側面ももち、丹後を中心に数々の書を残している。そんな医師・文人である凉庭の名が何故この文書で出てくるのであろうか。大正14年(1925)に刊行された『加佐郡誌』にこの問いに応えるような記述があるので引用したい。

「長崎遊学の時藩主牧野侯より修業費若干を受けたる旧恩を想起し、侯に金若干を献じて窮民賑恤の用に供し、更に進んで南侯、越前侯等の財政修理を担当された。南部侯は先生陶朱公の才有りと聞くとて礼を厚うして迎へたから、(中略)盛岡に着するや名馬「名鷹」を山野に放ち、無用を省き有益を奨め、財政を釐革し政治を刷新し、藩士の不平反抗を顧みず、撥乱反正的改革を遂げて京に帰り、而も自身壱万両を侯に貸与せられた、侯も其恩に感じ禄三百石を賜はつた位である。」

京都で医者として大成した凉庭は、長崎遊学の 費用を出してくれた田辺藩をはじめ、諸藩の財政 再建を担ったようで、盛岡藩もその一つであった ようである。財政再建に自身の考えを反映させる だけでなく、盛岡藩や越前藩には1万両を貸与し たりするなど、大名貸のような活動をしているこ とがわかる。この『加佐郡誌』の記述は典拠が示 されていないため、そのまま鵜呑みにすることは 避けたいが、凉庭が盛岡藩と何らかの関係があっ たことは間違いないだろう。そんな凉庭が、御用 銅送り状の末尾の宛所に名前が見えるのは単なる 偶然ではなく、『加佐郡誌』にみえるような関係 によるものであると考えられ、故郷の由良の廻船 と盛岡藩の仲介役を担っていたと推測される。御 用銅送り状は、凉庭の京都における活動の様子の 一端を窺い知れる一次史料としても貴重といえる だろう。

#### おわりに

本稿では、『米屋新四郎家』文書を用いて、同家の廻船業の様子について検討を加えた。本稿で明らかにし得たことは、天保年間には由良の船も出羽国方面に進出しており、一部陸奥国野辺地湊など、さらに北へと進出する船もあった可能性があるという点であろう。

新四郎は、天保3年に150石積の弁才船を庄内加茂で購入しているにも関わらず、同10年には米屋四郎左衛門船の沖船頭を務めている。このことは、自身の船を持って直船頭となる人物が、時

には別の船で雇われて沖船頭となるという可能性を示しており、船頭稼業の多様なあり方を知る上でも興味深い。また、『米屋新四郎家文書』では、天保年間を境に土地の譲渡・売渡証文が増えている。ここから、この頃に廻船業で資本を蓄積した新四郎が、地元での土地所有を拡大していった様子も窺い知れ、廻船業を務めた家の経営の様子を知る上でも本文書群は重要であるといえるだろう。

本稿執筆中にも由良では新たな古文書群が発見 された。近々調査を開始する予定であるが、この 文書群から更に新たなことがわかるかもしれない し、本稿で示した内容を傍証してくれる資料が新 たに見つかるかもしれない。今後の新たな発見に 期待しつつ、ひとまず擱筆することとする。

#### 【付記】

本稿の執筆にあたり、小室智子氏・加藤正一氏・ 飯澤登志朗氏からご助言をいただき、多くの示唆 を得た。特に小室・加藤両氏には当館での由良の 古文書整理に関して永年にわたり多大にご尽力い ただいている。記して感謝申し上げたい。

#### 注

- (1)「日本遺産ポータルサイト 荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間〜北前船寄港地・船主集落〜」https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/stories/story039/(2020年2月19日最終閲覧)。
- (2) 柴田實・高取正男編『京都府の地名』、平凡社、 755頁。
- (3)与謝郡役所編1972『与謝郡誌』上巻、名著出版(初 出は1923年)。
- (4) 足立政男1957「近世における日本海沿岸の帆船航運の状況について—丹後国網野縮緬機業地帯における山中九兵衛家の文書を中心として—」、『立命館経済学』6-2。
- (5) 真下八雄1967「幕末・明治前期における丹後海運業について」(福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会編『日本海海運史の研究』、福井県郷土誌懇談会、所収)、同1987「丹後の廻船業」(中嶋利雄・原田久美子編『日本民衆の歴史 地域編10 丹後に生きる一京都の人びと』、三省堂、所収)。

- (6) 船頭以外の一般乗組員。職務によって親仁・表・ 片表・若衆・知工・炊などに分けられる(前掲真下 1987、57頁)。
- (7)船頭は直船頭と沖船頭に大きく分けられる。船主が実際に船に乗り込んで船頭を務めるものを直船頭、船主とは別に船頭を雇う場合を沖船頭という(柚木学1979『近世海運史の研究』、法政大学出版会、220頁)。
- (8) 舞鶴市史編さん委員会編1993『舞鶴市史』通史編 (上)、1038~1065頁。
- (9) 宮津市史編さん委員会編2004『宮津市史』通史編 下巻、宮津市役所、593頁。
- (10) 平成6年に『岩滝町誌』が刊行され、岩滝の廻船船主に関する指摘があるが、真下の諸研究に依拠した内容となっている(岩滝町誌編さん委員会編1994『岩滝町誌』、岩滝町、467~475頁)。
- (11)藤本仁文2016「「宮津市北前船関連資料調査研究」 の概要」(同編『宮津市北前船関連資料調査研究報 告書』、京都府立大学文学部歴史学科日本近世史研 究室、1~5頁)。
- (12)前掲『宮津市北前船関連資料調査研究報告書』。
- (13) 藤本仁文編2017『京都府立大学文化遺産叢書第 12集「丹後の海」の歴史と文化』、京都府立大学文 学部歴史学科。
- (14)藤本仁文2017「幕末維新期宮津三上家の廻船業」 (『「丹後の海」の歴史と文化』所収)。
- (15) 吉野健一2016「江戸時代における丹後からの輸出品・輸入品について」(『宮津市北前船関連資料調査研究報告書』所収)。後に、伊根浦や越後国出雲崎(現新潟県出雲崎町)の資料も用いての論考が発表されているので、あわせて参照願いたい(吉野2019「丹後における遠距離廻船の嚆矢について」(『舞鶴地方史研究』50、所収)。
- (16) 小室智子2017「舞鶴湾から若狭湾・日本海へ―幕末・明治期の廻船関連文書―」(『「丹後の海」の歴史と文化』所収)。
- (17)「譲渡申一札之事(弁才船150石積1艘)」(「米屋新四郎家文書」67(京都府立丹後郷土資料館保管))。なお、弁才船(弁財船)とは、16世紀ごろに瀬戸内海を中心に発達した、一本水押と大きな帆をもつのが特徴の船で、江戸時代中期以降大型化して1000石積級も登場し、近世日本の廻船の主役となる船種である(石井謙治1995b『和船Ⅱ』、法政大学出版局、152~159頁)。
- (18)前掲真下1967、934頁。
- (19)前掲真下1987、62頁。
- (20)前揭藤本2017、74·75頁。
- (21)前掲註15。
- (22)国史大辞典編集委員会編1989『国史大辞典』第 10巻、572頁。

其地御改前中相違無御座候、登荷 拙者共印形相記此度雇下申候、 右之通船并諸道具致吟味、

駒之頭江

·盛岡野辺地湊積雇船下送状之事」(『米屋新四郎家文書』三八)

盛岡野辺地湊積雇船下送状之事

弁財船五百石積

上字12 / 水主共廿九人乘 小船頭新四郎 丹後由良米屋四郎左衛門船

- (23) 渡部紘一1986「近世米代川舟運と南部領銅の廻 銅―尾去沢銅の米代川川下げと能代沖出しを中心に 一」、『秋田県立博物館研究報告』11、30頁。
- (24)前掲石井1995b、275・276頁。
- (25)「浦手形之事(難船に付)」(『岩崎英精氏収集文書』 88、京都府立丹後郷土資料館蔵)。
- (26)「御用銅御米大坂積廻シ海上日記覚」(師岡佑行
- 編注・師岡笑子訳『川渡甚太夫一代記―北前船頭の幕 末自叙伝』、平凡社、358頁)。
- (27) 『舞鶴市史』通史編(上)、1038頁。
- (28) 京都府立丹後郷土資料館編1995『特別陳列図録37 新宮凉庭と丹後の医の流れ』、1頁。
- (29) 京都府教育会加佐郡部会編1972『加佐郡誌』、名著 出版、202頁(初出は1925)。

余

此極印相用・橋・桁

橋船 鉄碇 七頭 壱艘 大坂表改之取置

綱 房 加賀苧綱

一市(ママ・皮カ)

桁杉

三房

楫

壱羽

一檣杉

段々五貫目下但シ、壱番百貫目 檜綱 三房

日丸船印大小弐本相渡之 但シ船下着六十日限、若荷物出合 可申定、登海上之儀者先年 無之時者下着ゟ廿日之間相待 仰出通可為御法荷物大坂

可申定、尤野辺地湊入船先船ゟ 着水揚相済候上、運賃銀相渡

相待可申事

段々積立候間、 後船之分無異儀

> 高田等殿 手先奥山弘平殿 京都新宮凉庭殿

南部信濃守内野辺地湊二而御用銅掛合

松井庄作殿

天保十亥二月十三日

(ママ・帷ヵ) 子多八 田談内蔵丞

南部信濃守内於大坂御用銅掛合

状如件

物御積渡出帆可被 仰付候、 依而雇船送り

-13-

## モノカルチャー化するタネと文化財のゆくえ

資料課 青江智洋

#### はじめに

当館では、令和元年11月30日から翌年1月19日にかけて、特別展「蚕業遺産×ミュージアムー蚕都がつむいだ文化財の新たな価値と可能性-」を開催した。

本展では、当館の新収蔵資料となった蚕糸用具コレクションを一堂に展観し、かつて蓋都と称された綾部を中心とする丹波・丹後地域の蚕糸業による暮らしと技術について紹介した。また、当該コレクションならびに丹波・丹後に点在する蚕業関連史跡等を「蚕業遺産」と総称し、文化財あるいは地域資源等としての価値や魅力を掘り起こすとともに、ミュージアム資料としての活用の可能性を探った。

ここでいう蚕業とは、カイコを飼育して繭を生産する養蚕業、繭から生糸を紡いで製品とする製糸業、カイコの品種改良や蚕種の供給をおこなう蚕種製造業、繭や蚕種の仲買業など、カイコや繭を中心とした産業の総称である。また、養蚕業と製糸業を併称して蚕糸業ともいう。

本稿では、展示の中でふれることができなかったカイコと蚕種をめぐるモノカルチャー化について考えてみたい。また、その傾向は文化財やミュージアム資料にも当てはまり得る、今日的課題ではないかということを指摘したい。



特別展チラシ

#### 1. カイコは種から産まれる!?

令和元年5月、筆者は福知山市下天津で長年に わたり養蚕業を生業としてきた桐村さゆりさん宅 を訪ね、彼女がおこなう養蚕の作業を見学した。

養蚕は掃立てと呼ばれる工程から始まる。これは孵化したカイコの幼虫を羽箒でやさしく掃きながら、飼料となる桑の葉の上に移す作業である。

一連の作業の中で桐村さんはカイコの卵のことを「査種」と呼んでおり、体長3mmほどのカイコの幼虫をまるで大形動物を数えるように1頭2頭とカウントしていた。養蚕の知識が乏しかった筆者にはそれが不思議に思われ、理由を尋ねたところ、蚕種とはカイコの卵を指す業界用語であり、カイコを数える際には他の昆虫のように1匹2匹という単位ではなく、1頭2頭と数えるのが昔からの習わしであると教えられた。その理由は、牛や馬などの農用動物と同様にカイコが家畜として扱われてきたこと、養蚕が農業という枠組みの中でおこなわれてきたことに由来するようである。そのため、米作りや野菜作りとともに養蚕をおこなう農家は養蚕農家と呼ばれる。

もうひとつ筆者が不思議に思ったのは、桐村家で掃立てに使用される蚕種がシートに包まれ、茨城県にある一般財団法人大日本蚕糸会蚕業技術研究所という専門機関から郵送されてきたものであったことである。聞けば、蚕種は昔から蚕種屋と呼ばれる専門業者から購入したり、養蚕組合等を介して製糸会社が供給するものを購入したりすることが当たり前だったという。それを聞いて、筆者の頭の中には次のような疑問が浮かんだ。

カイコは昆虫なのだから、つがいで飼育をしていれば雄と雌は交尾をして雌は産卵するはずである。養蚕農家はカイコを飼育して繭になったところで出荷するわけだが、一部の繭を手元に残しておけば、繭の中の蛹が成虫(蚕蛾)になり繭から出てきて、その雄と雌の交尾によって卵を得ることができるではないか。そうすればわざわざ他所から蚕種を購入する必要はないのではないか、という素朴な疑問である。しかし、養蚕業や蚕種製造業に関する知識が深まるにつれ、それは見当違いであることが分かった。

現在、日本で飼育されているほとんどのカイコは、一代交雑種と呼ばれるハイブリッド(一代雑種または一代交配種とも言う。あるいはfirst filial generationの略で $F_1$ と称される)である。それは、異なる品種や系統の個体を交雑して産まれた子(雑種第一代)に両親の優れた形質(形態と性質)が遺伝するのに対し、次世代(孫)にはその形質が安定して遺伝することがないという特性をもつ。

農作物の栽培に携わる者であれば、 $F_1$  品種と聞いたらピンとくるかもしれない。そうでない方は中学校の生物の授業で学んだメンデルの法則を思い出して欲しい。このあとの議論とも関係するので、遺伝学における $F_1$  の特徴についてカイコを例に説明しておくことにしよう。

例えば、病気に強いという特徴をもつAという 日本種の雌のカイコと太い糸を吐くBという外国 種の雄のカイコを交配させると、病気に強くて太 い糸を吐くCというカイコが誕生することにな る。なぜCが両親のいいとこ取りをして生まれて くるのかというと、雑種強勢と呼ばれる遺伝の法 則によって、両親ABの対立遺伝子の中の優れた 形質(顕性または優性と称される)が子に遺伝する からである。ここで言うC世代が $F_1$ である。し かし、C世代が親となって子を産んだ場合、その 子(F<sub>2</sub>)は親と同等の形質を保てるとは限らない。 それはメンデルの法則で証明されているように、 親(F<sub>1</sub>)世代では顕性(優勢)の形質に隠れていた 潛性(劣勢)の形質が現れるためである。つまり、 F<sub>2</sub>では病気に弱く糸が細い特徴をもった個体が 一定数出てしまうため、安定した生産という観点 では都合が悪いわけである。したがって、趣味で カイコを飼う者ならいざ知らず、養蚕で生計を立 てている農家はリスクと効率を考慮し、自分たち で F<sub>1</sub>から採種することはなく、毎年、安定した F<sub>1</sub>の蚕種を購入しなければならないのである。

#### 2. 農家の手を離れてゆくタネ

メンデルの法則を応用して、カイコの顕性(優性)と潜性(劣性)の法則を発見したのは遺伝学者の外山亀太郎(1867-1918)である。彼は、白色の繭をつくるカイコ(日本種)と黄色の繭をつくるカ

イコ(フランス種)を交配したところ、その第一代の子( $F_1$ )は、すべて黄色の繭をつくるカイコとなり、 $F_1$ の子となる $F_2$ は黄色の繭3に対して白色の繭1をつくるカイコになることを発見した。この実験によって、彼は明治39年(1906)にカイコの一代交雑種( $F_1$ )を提唱し、メンデルの法則が昆虫(動物)でも成り立つことを世界で初めて証明した [長田2017 161]。

その功績は大きなものであったが、当初は外山の新説に耳をかす者は少なかったという。そんな中で彼は明治42年(1909)10月に宮津町(現宮津市)で開催された京都府下蚕糸業大集談会に講師として招かれ、「梅の香を桜に持たせ、そして柳に咲かせたい」という『後拾遺和歌集』に収録された中原致時の和歌をもじった演題で講演をおこない、各品種の善良な特徴だけを抽出して蚕種とすることが有利であることを説いた〔グンゼ 1978 167〕。この $F_1$  品種の可能性にいち早く注目した人物が郡是製糸株式会社(現グンゼ株式会社、以下、郡是製糸と略す)の創設者、波多野鶴吉であった。

波多野は、明治44年(1911)に蚕糸業法が制定されるにともない、種繭の選定に関する事項を調査審議するために政府が設けた中央種繭審査会の委員に任命され、委員会のメンバーとしてF<sub>1</sub>品種普及の取り組みに尽力したようである。

 $F_1$  品種は、大正 3 年 (1914) から実用蚕種として配布が開始されると、政府の組織的な指導によってまたたく間に全国へ普及し、大正 12 年 (1923) には農家で飼育されるカイコ品種の 97% が  $F_1$  になったという [沢辺 2020 52]。

配布開始当初は $F_1$ を危険視する業界関係者も多かったが、郡是製糸では早くも大正3年に福島県産の赤熟という在来種と中国種をかけ合わせた $F_1$ 品種の製造に着手している。また、大正8年(1919) ごろには、中国種と欧州種を掛け合わせた「郡是黄×S号」という $F_1$ 品種の開発に成功しており、これが養蚕組合を通じて養蚕農家に提供された。これによって、丹波・丹後では $F_1$ 品種が在来種に取って代わり主流になったという[グンゼ1978 170]。そのように $F_1$  品種の利用によって均質な繭の量産が可能となり、これによって日本の

蚕糸業は画期的な発展を遂げたと言われている。

ところで、蚕糸業法の軸にあったのは製糸原料としての生糸の均整を図るために蚕種を統一し、品質を管理することであったとされる。この方向性に合致したのが均一で優れた形質の繭を量産することのできるF1 品種であった。また、この法律によって蚕種製造業は免許制となり、それまでは養蚕農家による少量の自家採種は認められていたが、それも一切禁じられて免許を有する者以外は蚕種の製造ができないことになった。さらに、同法では市場に流通する原金種(F1の親となる蚕種)を国家が直接管理するという中央集権的な体制が築かれた〔沢辺 2020 49〕。これによって、蚕種製造に関する知識や技術は、国の研究機関が科学知を通じて掌握するようになり、農家の手を離れてゆくことになった。

## 3. 小石丸という在来種の新たな価値と可能性

 $F_1$  品種が普及する以前、養蚕農家は在来種を飼育し、多様な形質の繭から糸をとっていた。在来種は $F_1$  品種と異なり、世代を超えて親と同等の形質が子に継承されるので、農家は自ら蚕種を採って翌年の養蚕に用いることができた。

また、その年に一番大きく育った繭を種繭に選んで蚕種を採り、翌年にその蚕種を用いて養蚕をおこない、その中からまた一番大きな繭に育ったものを選んで蚕種を採る、といった育種を何代も繰り返していくと、繭の大きさという個性に特化して品質が定着していく。これを固定種という。

そのように純度を高めた固定種や多様な在来種の掛け合わせによる新品種の製造が各地でおこなわれ、個性的で多様な品種が生み出されてきた。各地の蚕種製造家が育成・改良した品種は、往時1000種以上存在したとされる。しかし、繭の大きさという個性に特化した品種は病害に弱いかもしれないし、耐病性を重視してできたカイコは吐く糸が細いかもしれない。そのように、在来種は飼育環境に順応した個性をもつため、成育が不安定、形が不揃いといったことがあり、大量生産や流通には向かないという側面がある。一方のF1品種は病気に強い、成育が安定している、形の揃いが良

いなど、一定の品質と流通適正を兼ね備えた品種 を自在に作り出せるという強みがある。

また、 $F_1$  品種は均一性が要求される機械製糸にも適応し、近代蚕業界においてスタンダードになった。そのように、産業として成り立つか否かという価値観や経済性が最優先された結果、在来種は蚕業界から淘汰された。

在来種の減少によって生物多様性や遺伝的多様性が失われたことも問題であるが、同様に在来種に応じた養蚕技術や文化の多様性が失われたことも問題であろう。むろん、近代化によって得られた恩恵を否定するわけではないが、産業としての合理性や経済性という価値基準によって不要とされたものの中には、異なる次元で可能性が拓けたり、新たな価値が発見されたりするものもある。

その意味では、宮中で飼育されてきた小石丸と 呼ばれる在来種のカイコの存在は示唆的である。

宮中では明治4年(1871)以来、歴代の皇后によって養蚕がおこなわれており、平成2年に養蚕を引き継がれた美智子皇后(現上皇后)は、当時すでに一般にはあまり生産されなくなっていた小石丸の蚕種を守り育てられた。

小石丸が吐く糸は、細いながらも艶があって張力が強く、毛羽立ちが極端に少ないという優れた特性がある。しかし、あまりにも小粒で繭糸量が少ないことなどから産業的価値は劣るとされた。

ところが、小石丸から得られる繊細な糸は、正 倉院宝物である古代裂の復元など、貴重な文化財 の修理に役立つことがわかり、産業的価値とは異 なる次元で注目されるようになった〔東京国立博物 館 2019 45〕。

#### 4. 遺伝資源は誰のものか-公共財としてのタネー

カイコの $F_1$ 品種が普及しはじめた頃、他の分野でも $F_1$ 品種が開発されるようになり、大正11年 (1922)には世界初となる $F_1$ 野菜が埼玉県農事試験場で生み出された [山田 2007 9]。もっとも、 $F_1$ 野菜が市場に流通するようになったのは昭和 20年代以降とされる [野口 2011 93]。とりわけ、高度経済成長期に激増した都市人口の食糧を賄うため、産地から消費地へ大量の農産物を安定的に供

給する必要が生じたことと野菜生産出荷安定法の 制定がきっかけとなり、品種改良・育種技術が発 達し、多くのF<sub>1</sub> 農作物が開発されるに至った。

現在では、スーパーマーケットに並べられている野菜の 9割が $F_1$  品種であるとされるが、このような  $F_1$  時代の到来は、大量生産・大量消費社会の要請によるところが大きい。例えば、箱に入れた大根がどれも規格通りのサイズに揃っていれば物流コストの面で効率が良く、1 本100円というように同じ価格で販売しやすいのに対し、同じ品種でもサイズや重さがまちまちでは物流コストや販売の面で効率が悪いため、農作物も工業製品のように均質なものが市場から求められるようになった。それを可能にした  $F_1$  は経済効率最優先の時代の申し子となったわけである。

また、 $F_1$  品種が市場を席巻するようになり、モノカルチャー(単一品種栽培)化が問題視されるようになった。近年では産業効率の良い品種や高収入が期待される品種に偏った生産がおこなわれる傾向にあり、それによって在来種が激減し、遺伝的多様性が失われている現状があるという。安定した品質と量産が可能な特定の $F_1$  品種に特化して農家が生産をおこなうようになったこと、市場がそれを求めることがその要因とされる。

平成28年にアメリカで制作され、昨年日本で公開されたドキュメンタリー映画「SEED-生命の糧-」によれば、20世紀の100年の間にアメリカでは作物の種の94%が消滅したという。なかでも、544種あったキャベツは28品種に、カリフラワーは158種から9品種に、アスパラガスは46種から1品種になったと伝えている。

話は変わるが、新たな  $F_1$  品種の開発には、それ相応の設備と専門的な知識や技術、研究や実験にかかる時間と費用が必要であり、農家が単独でそれをおこなうことは困難である。したがって、種子 (原種) の生産や品種改良は民間企業や公的機関が独占的におこなってきた。なかでも  $F_1$  野菜の原種は国内民間企業、あるいは世界的なシェアをもつ多国籍企業がその多くを握っており、農家はその種を毎年購入しなければ農業で生計を立てることができないという現状がある。

「種子を制する者は世界を制す」という言葉がある。これは食べ物の根源である「種」を誰かに独占されると、人類はその誰かによって支配されてしまうというものである。そんな空想科学小説のような話が現実の社会で議論になっている。

例えば、種の公共性や多様性をめぐる議論と して、種苗法と種子法いうタネに関する法律が 話題になっている。種苗法に関しては、平成10 年に全面改正された際に植物(農作物や花卉類)の 新品種を創作した者は国に登録申請することによ り、当該品種を育成する権利(育成者権)を専有す ることができる旨が定められたが、これが議論の 種となっている。育成者権とは、植物の新たな品 種に対して与えられる知的財産権であり、特許権 や実用新案権の仕組みとよく似た権利である。た だし、種苗法21条2項では、育成者権のある新 品種でも農業者の自家採種は許容されるとある。 しかし、同条3項において農林省令指定の品種に ついては例外的に農業者の自家採種も禁止する内 容となっている。この指定に該当するものは平 成10年には23種であったが、平成18年には82種 まで拡大、平成29年には289種となり、現在では 356種になっている。このように、農家が自家採 種することのできない品種の指定が徐々に拡大し ており、近い将来、育成者権のある品種を自家採 種することは原則禁止という方向で検討が進めら れているという〔山田 2019 20〕。

一方の種子法(主要農作物種子法)は、国が都道府県に委託し、米、麦、大豆といった主要農作物の種子を管理して農家に提供することを定めた法律である。優良な種子は国民の食糧確保に不可欠であり、公共財として守っていこうというのが種子法の基本的な考え方である。しかし、この法律は平成30年3月に廃止された。農林水産省によると、種子法が民間の品種開発意欲を阻害していることが廃止の主な理由であるという。

種子法廃止による影響を懸念する声は多い。一例を挙げると、公的機関がこれまで責任をもって供給してきた種子が、その責任の放棄によって一部の民間資本に包摂される可能性があり、これによって種子を含む資材価格が高騰するのではない

かというものである〔西川201715〕。

その他にも有益な議論は多いものの、そのほと んどが経済中心主義に基づいたものであることに は注視が必要である。単一の価値基準による議論 は視野狭窄を招く恐れがある。その意味では、文 化多様性という観点からの提言も有意義であると 思われる。例えば、地域における伝統野菜(在来 種)を考えた場合、その品種の特性によって独自 の加工法や調理法が発達することがあり、それに 応じた加工用具や調理器具が生み出されることも ある。つまり、種子は栽培される地域、風土、生活、 習慣などと密接に結びついて、ひとつの地域文化 を形成する大切な要素となり得るのである。その 意味からしても種の公共性や多様性が失われるこ との意義は大きいものがある。

また、産業的価値の低い在来品種が減少していくという状況はカイコ品種(蚕種)と同様であるが、農作物の場合は私たちの体内に直接入ってくる食とも関係するだけに、国民的な関心事に至っていない現状に筆者はやや危機感を感じている。

#### 5. 種の保存にミュージアムは寄与できるか

遺伝資源としての種子を保存する活動に取り組む個人や団体は世界中に育っている。

例えば、ノルウェー領スヴァールバル諸島のスピッツベルゲン島には、「種子の方舟」とも呼ばれる世界種子貯蔵庫(Svalbal Global Seed Vault)があり、気候の変化や戦争等で地球が危機に瀕した時、人類が絶えぬように世界中から農作物の種子を集めて永久凍土に保存している。日本でも公共機関等によるジーンバンク事業により、生物多様性の保全を目的として、野生および栽培植物の種子等が保存されている〔増田 2013〕。また、15歳で在来種販売会社を起業し、在来種作物の保存と普及活動に邁進している小林宙という高校生の取り組み等も目を見張るものがある〔小林 2019 11〕。

当館のような人文系ミュージアムにおいて、蚕種や農作物の種を守ることは困難であるが、当館では文化のタネともいえる文化財を公共のもとに守り伝えている。例えば、蚕糸用具コレクションの中にある蚕種製造用具は、蚕種製造に係る先人

の知恵や技術といった情報が詰まっており、文化的に貴重な資料である。また、タネが人の手で育まれ、創造されてきた側面があることを考えると、それにかかる知恵や技術は無形の文化(財)として捉えることもでき、後世に守り伝えるべき文化遺産と言えるものではなかろうか。

前項において、モノカルチャーの問題にふれたが、英語でいうcultureの訳語には、文化という意味とともに栽培という意味がある。cultureはラテン語のcult (耕す) に由来し、畑を耕し、作物を育てるというのがその語源とされる。

蚕種および農作物の種をめぐる今日的課題は、 地域の生業や暮らしの食とも関係するものであ り、当館の研究活動とも決して無関係ではない。 当館が寄与すべき余地としては、歴史や文化、暮 らしの視点からのアプローチがあるだろう。

#### おわりに

本稿では、産業的価値または経済的価値が最優先された結果、カイコと農作物の在来種が淘汰され、生物・遺伝・文化の多様性が失われつつあることを指摘した。実は今、文化多様性を尊重するはずの文化財保護行政やミュージアムの現場に、「文化財で稼ぐ」という経済振興を目的とする価値観や費用対効果に偏重した事業評価といった新しい波が押し寄せてきており、文化財の保存と活用のあり方が問われている〔岩城 2020 3〕。とりわけ、前者は国家戦略として文化財関係機関に静かれたタネと言えるものであるが、はたしていかなる結実を成すのか計り知れない部分がある。

儲からないタネが淘汰されてきたように、文化財が経済的価値によって篩にかけられる可能性があり、ミュージアム資料が「儲かる文化財」という基準でモノカルチャー(単一文化)化していく恐れもある。こうした問題について、文化財的価値のみならず、多様な観点から議論や検討が必要であることは本稿で主張してきたつもりである。

最後に、当館では特別展において蚕業遺産×ミュージアムという掛け合わせを試みたが、はたして、これによっていかなるタネを生み出すことができたのだろうか。余談ではあるがふれておこう。

展覧会終了後、福知山市民が中心となって蚕業遺産研究会という市民組織が発足し、養蚕文化を次世代に伝えるための活動がはじまった。また、展示の中で文化的価値を指摘した京丹後市丹後町遠下の丹後風穴について、地元住民の一部では説明看板を立てて地域資源として発信していこうという気運が高まっていると聞く。889

そのようにして生まれたタネが一代限りでなく、世代を超えて受け継がれていく在来種として 丹波・丹後の大地に根付くことを願っている。

#### 注

- (1)外山は学術功労者に贈られる我が国最高の賞である帝国学士院賞を大正4年(1915)に野口英世とともに受賞している。
- (2) 在来種の数は大正11年 (1922) には770種、同15年 には390種にまで減ったという[本多 1936 383-396]。
- (3) 明治 4年(1871)、当時この国の基幹産業となりつつあった蚕糸業を振興するため、照憲皇太后(明治天皇皇后)が宮中で養蚕を始められた。余談ではあるが、宮中における養蚕では締めくくりの作業として「種採り」がおこなわれている。この工程では、皇后が撰り分けた種繭を羽化させ、交尾・産卵を見届ける。こうして得られた蚕種は研究機関に送られて翌春まで保管されるという。
- (4) 例外として、有機農業や自然農の実践者の中には、 販売農家も含めて自家採種によって $F_1$  ではない種 子を使用している者もいる。
- (5) 多くの F<sub>1</sub> 野菜は、雄性不稔と呼ばれるおしべをもたない奇形の種を改良して種子の製造がおこなわれているという。これについて、野口勲は「子孫をつくれない野菜ばかりを食べ続けていて、動物に異常が現れないのだろうか」と警鐘を鳴らしている〔野口 2011〕。
- (6) 平成20年にアメリカの実業家ビル・ゲイツ等の出 資によって設けられた世界最大の種子保存施設。現 在までに100万種あまりの種子が保存されている。
- (7) 蚕業遺産研究会の発起人兼代表は、三和学園 福知山市立三和小・中学校 地域連携コーディネーターの吉田武彦氏であり、半農半X研究所代表・福知山公立大学特任准教授の塩見直紀氏が事務局を務められている。令和2年2月16日に第1回研究会がおこなわれ、会のメンバーであり、養蚕農家である桐村さゆり氏と廉屋巧氏から養蚕技術に関する話をうかがった。また、養蚕に関わる技術や文化を教育資源

- として次世代に伝えていく方途について活発な意見 交換がおこなわれた。筆者はファシリテーターとし て会に参加した。
- (8) 展覧会の会期中、遠下区前自治会長が来館され、 丹後風穴の歴史・文化的意義について質問を受けた。 また、京丹後市から看板設置費用に係る補助を受け ることができるところまで話は進んだものの、自治 会の集会において、若年層から本件に対して反対意 見が出された。看板を立てるとなると恒常的な整備 が必要になるのではないか、草刈りは誰がするのか、 といったものであったという。丹後地域では人口減 少等により地域資源の管理が困難となっている状況 があり、本件もそうしたことが関係するものと思わ れる。本稿執筆時点で看板設置は保留となっている。 参考文献
- ・阿部希望 2015 『伝統野菜を作った人々「種子屋」 の近代史』農山漁村文化協会
- ・岩城卓二・高木博志編 2020 『博物館と文化財の危機』人文書院
- ・河野和男 2002 『自殺する種子-遺伝資源は誰のも の?』新思索社
- ・京都府立丹後郷土資料館 2019 『蚕業遺産×ミュージアム-蚕都がつむいだ文化財の新たな価値と可能性-』京都府立丹後郷土資料館友の会
- ・群馬県立日本絹の里 1999 『蚕種-近代化をささえ た技術の発展-』
- ・グンゼ株式会社社史編纂室 1978 『グンゼ株式会社 八十年史』グンゼ株式会社
- ・小林宙 2019 『タネの未来-僕が15歳でタネの会社 を起業したわけ-』家の光協会
- ・佐滝剛弘 2007 『日本のシルクロードー富岡製糸場 と絹産業遺産群』中央公論新社
- ・沢辺満智子 2020 『養蚕と蚕神-近代産業に息づく 民俗的想像カー』慶応義塾大学出版会
- ・伊達市教育委員会 2018 『伊達地方の蚕種・養蚕・ 製糸関連用具(伊達市文化財調査報告書第1集)』
- ・東京国立博物館・宮内庁・読売新聞社編 2019 『両 陛下と文化交流-日本美を伝える-』読売新聞社
- ・長田敏行 2017『メンデルの軌跡を訪ねる旅』裳華房
- ・西川芳昭 2017 『種子が消えればあなたも消える 共 有か独占か』コモンズ
- ・野口勲 2011『タネが危ない』日本経済新聞出版社
- ·本多岩次郎 1936『日本蚕糸業史』第3巻 大日本蚕糸会
- ・増田昭子 2013 『種子は万人のもの 在来作物を受け継ぐ人々』 社団法人農山漁村文化協会
- ・山田正彦[ほか]編 2019 『消された「種子法」』 かも がわ出版
- ・山田実 2007『作物の一代雑種』養賢堂

## 令和元年度の資料整理

#### 1 考古資料

府指定文化財となった離湖古墳出土品の収納方法を、報告資料の個体識別がより簡便になるように改めた。

#### 2 歴史資料

#### (1)館蔵古文書資料の目録整理

当館に寄附・寄託などされた未整理の古文書・歴史資料の資料調査を行い、目録を作成した。整理を行った文書群は以下のとおりである。目録はパソコンの表計算ソフトで入力を行っており、最終的には館のWEBページで公開する予定である。

なお、各文書群は調査途中のものが多いため、 点数は概数である。

- ・与謝郡野室村関係文書 60点 与謝郡野室村(現伊根町)の古文書群で、安永9 年(1780)から昭和36年(1961)までの文書が含 まれる。文書の大半が土地や漁場の境界争論に 関するもので、それに関係する絵図も多く含ま れる。
- ・元結屋三上家文書のうち触書類 470点 宮津城下で酒造業などを営んでいた三上家に伝来した文書。すでに、目録作業は終了し、目録は刊行済みであるが、書状や触書などの一紙物がまとめられたものが複数あり、一点ずつの目録が作成されていない。昨年度から継続して、一点ずつの目録を作成し、それを古文書講習会でも活用している。
- ・丹後国与謝郡獅子崎村河田家文書 250点 与謝郡獅子崎村(現宮津市)で庄屋などの村役人 を務めた家の文書群で、船小屋の土地に関する 境界争論や宮津城下猟師町との漁業争論に関す る文書などが含まれる。

本文書群の整理の成果の一部は、企画展「ふる さとミュージアムコレクション」で公開した。

・丹後国竹野郡吉沢村文書 300点 竹野郡吉沢村(現京丹後市弥栄町)の古文書群で 江戸時代後期から明治時代の文書が含まれる。

- 吉沢村は、出石藩と幕領の相給の村であり、これは丹後においては珍しい。丹後における相給村落の様子を知る上で重要な資料群である。
- ・丹後国与謝郡後野村細井家文書 約200点 与謝郡後野村(現与謝野町) 嗎の個人宅の古文書 群で、享保2年(1717)から明治8年(1875)ま での年貢通帳がほとんど欠けることがなく残さ れている。同家は庄屋ではないものの、後野村 内の嗎地区の庄屋のような役割を務めていた家 であると考えられ、近世村落のあり方を考える 上で非常に重要な資料群である。
- ・丹後国加佐郡由良村米屋新四郎家文書 80点 由良村において廻船の船頭を務めたと伝わる磯 田新四郎家に伝来した古文書群。詳細は本冊子 所収の稲穂原稿を参照願いたい。
- ・その他、3件1,000点の整理をおこなった。

#### (2)古文書調査

宮津市及び伊根町の個人宅の古文書調査を行った。いずれも現在調査を継続中である。

また、昨年度に引き続き、今年度もボランティアによる古文書整理を行っている。作業は隔週で行い、資料館所蔵資料や一時的にお預けいただいている資料のクリーニング、目録作成に取り組んでいる。

#### 3 民俗資料

#### (1) 丹波・丹後の蚕糸用具コレクション整理

特別展「蚕業遺産×ミュージアムー蚕都がつむいだ文化財の新たな価値と可能性-」に出展するにあたり、今年度新たに受け入れた蚕糸用具219



古文書調査のひとこま

点の整理を行った。当該コレクションは、主に明治から昭和50年代にかけて使用されたものであり、蚕の飼料となる桑の栽培用具、蚕種の製造用具、蚕を飼育して繭を生産するための養蚕用具、繭から生糸を得るための製糸用具、繭や生糸の品質に係る検査器具を主軸とし、製織用具、教材としての標本類、豊蚕祈願や蚕霊供養に用いる信仰関係用具等で構成されている。これらの資料について、クリーニング作業をはじめ、図録に掲載するための写真撮影や計測作業などを行った。

#### (2)館蔵資料の整理

企画展「ふるさとミュージアムコレクション」 に出展するにあたり、館蔵の食関係資料(豆腐製造用具・削り節器・おろし器)、宮津市畑製和紙、 和菓子の木型、和時計(香盤時計)、和算用具、和 裁用具(針箱・鏝)、和蝋燭製造・販売用具、和服、 和傘について、クリーニングを作業をはじめ、写 真撮影と計測作業を行った。

#### 4 写真等整理

写真カードの内容をエクセルで入力し、データベース化して検索の利便性を向上させた(継続作業中、今年度までで12.313枚が終了)。

#### 5 資料の受け入れ

#### 【寄附】

新たに受け入れた資料は以下のとおりである。

- · 丹後国加佐郡由良村中西家文書 一括
- ・蚕糸用具及び関連資料 219点
- ・与謝野町弓木廣野家の結納品 3組

#### 【寄託】

新たに寄託された資料は以下のとおりである。

- · 丹後国加佐郡由良村加藤家文書 一括
- · 丹後国与謝郡宮津町山本家文書 一括
- · 丹後国丹波郡新治村安達家文書 一括
- · 丹後国与謝郡亀島村奥野家文書 一括
- 石造狛犬 一対
- ・石造狛犬(享保三年戊戌の寄進銘) 一対
- 真名井神社棟札 4枚



蚕糸用具及び関連資料 (一部)

## 丹後学び舎セミナー活動報告

#### 1 紙すき教室

紙すき同好会と共催で実施。令和元年度の紙すき教室の日程・作業は以下のとおりである。今年度の教室受講生は1人であった。

11月30日(土): カゴカリ(楮の刈り取り)、12 月1日(日): カゴムシ(楮を蒸す)・カゴヘギ(楮の皮を剥ぐ)、7・8日(土・日): カゴナゼ(楮の表皮を取り除く)、1月25日(土): カゴニ(楮の皮を煮て柔らかくする)、2月1日(土): 紙すき、4日(火): 紙ツケ(紙を乾燥させる)

#### 2 ぶらり丹後

学芸員の解説を聞きながら歩くことで、おなじ みの場所の新たな魅力を発見できる現地講座を今 年度も実施した。

#### 第1回 本坂道を歩く

• 日 時:4月27日(土)

・案内人: 当館資料課長 森島康雄

・内容:かつての成相寺参詣道のひとつ本坂道を歩いた。1町ごとに建てられた町石を探しながら険しい道を登ると、貝原益軒が「日本の三景の一というも宜也」と感嘆した絶景を見ることができた。一色氏の今熊野城跡や遠くには資料館のある丹後国分寺跡も見える。「この景色を見たら、しんどさも吹っ飛びますね。」と、参加者の感想を得た。

•参加者:20人



ぶらり丹後・本坂道を歩くのひとこま

#### 第2回 弓木城を歩く

· 日 時:10月5日(土)

•案内人: 当館資料課長 森島康雄

・内容:心配された雨も上がり、歩くと少し暑いくらいの晴天であった。岩滝小学校の裏山の藪をかき分けて進むと、眼下に足がすくむような巨大な堀切が。地元で育った方も知らなかったと驚かれていた。城山公園はもちろん、西光寺の墓地になっている曲輪などを歩き、広大な城を実感した。ぶらり丹後始まって以来の大盛況であった。

·参加者:47人

#### 第3回 宮津城を歩く

· 日 時:11月2日(土)

·案内人: 当館資料課長 森島康雄

・内 容:今は埋められたり小さな水路になったりしている外堀や内堀沿いの道、内堀の上に建つ宮津駅、たもの木の足元や病院の敷地から顔をのぞかせている石垣、大手橋など、宮津城の発掘調査成果をたどりつつ、わずかな痕跡を探しながら歩いた。ほとんど残っていないだけに、想像力が必要であろうが、何度歩いても新しい発見があるのではないだろうか。

・参加者:20人

#### 番外編 福知山城を歩く

· 日 時:10月19日(土)

•案内人: 当館資料課長 森島康雄



ぶらり丹後・弓木城を歩くのひとこま

・内容:企画展「光秀と幽斎」の現地講座として福知山城を歩いた。市街化された城跡に残る曲輪や石垣の痕跡をたどった後、天守台などの石垣が残る本丸へ。石垣の積み方の特徴や時代による変化などの見どころを解説した。実物を見ながら解説を聞くことで理解が深まったと参加者のみなさんからは好評であった。解散後、希望者は天守閣内の資料館も見学した。

・参加者:25人

#### 3 古文書講習会

昨年度に引き続き、資料館友の会と共催で実施 した。

実施日は、6月1日から11月30日までの7回。 毎回土曜日に実施。午前は実践編、午後は入門編 として1日に2講座、計14回行った。参加者は 入門編が延べ173人、実践編が延べ84人であった。

#### 入門編

今年度前半は、『宮津市史 史料編』第3巻所収の「宮津町方御法令条目 写」という翻刻された文書をテキストに、古文書独特の漢文調の文章の読み方や語句の解説をおこなった。

後半は、『三上家文書』の中から土地や家屋敷の売券状などを読み、最終回には原文書に実際に触れながら、くずし字の基本を解説した。

#### 実践編

今年度は、『三上家文書』の中から文政10年 (1827)の触書がまとめられた文書群をテキスト



銭づくりのひとこま

に用いた。鳴物停止に関する触や職人たちの給料 に関する触が多く含まれており、宮津城下に暮ら す人々の生活の様子を知ることができた。

#### 4 子ども体験教室

昨年度に引き続き、資料館友の会と共催で実施 した。

「夏休みに作ろう」は、勾玉と銭は4回・鏡は8回、「そばを作ろう」は4回のシリーズで実施した。

勾玉づくりでは、滑石を紙やすりで磨いて思い 思いの形の勾玉をつくるのであるが、勾玉の歴史 を勉強した後、古墳から出土した勾玉に触れる体 験も実施した。

銭づくり、鏡づくりは、それぞれ和同開珎、内 行花文鏡のミニチュアを、低溶融合金を耐熱シリ コン型で鋳造して紙やすりなどで研磨して完成さ せた。これも、体験の前に鏡やお金の歴史につい て勉強し、類似の実物資料を間近に見る機会を設 けた。

参加者は勾玉づくりが287人、銭づくりが248 人、鏡づくりが145人であった。

そばづくりは、8月24日の種まき、11月2日の刈り取り、11月16日の脱穀、12月15日の粉ひきとそば打ちの4回、各工程を体験した。参加者は延べ122人であった。



そばづくりのひとこま

## 令和元年度のあゆみ

- 4.2 常設展「海国・丹後を巡る-丹後の歴史と文化-」 (~3/31)
- 4.2 コーナー展示「明智光秀・細川ガラシャ・細川幽斎・細川忠興ゆかりの地」 (~3/31)
- 4.20 企画展「籠神社の至宝と丹後府中」 (~6/9)
- 4.27 ぶらり丹後「本坂道」
- 5.25 文化財講座①

「籠神社の獅子狛犬と神面」

講師:和歌山県立博物館館長 伊東史朗氏

- 6.1 古文書講習会〔午前:実践編、午後:入門編〕 (6/29、7/27、8/31、9/28、10/26、11/30)
- 6.8 文化を未来に伝える次世代育み事業「日本画を描いてみよう」

講師:株式会社 修美 田畔徳一氏

7.2 特別陳列 整理終了記念「安久家文書の世界」

 $(\sim 8/4)$ 

- 7.20 こども体験教室 勾玉 (7/20、7/25)、銭(8/2、8/10) 鏡 (8/17、8/22)
- 8.10 「日本画を描いてみよう」作品展 「複製成相寺参詣曼荼羅」完成披露展示

 $(\sim 8/25)$ 

- 8.24 こども体験教室「そばを作ろう」 (11/2、11/16、12/15)
- 8.31 ICOM京都大会開催記念特別陳列 「湯舟坂2号墳出土環頭大刀」 「大田南5号墳出土青龍3年銘鏡」(~9/16)
- 9.4 巡回展「発掘された京都の歴史2019」

 $(\sim 9/16)$ 

9.7 文化財講座②

「発掘された京都の歴史2019」

講師:(公財)京都府埋蔵文化財調査研究セン ター職員 松尾史子氏

- 9.28 企画展「光秀と幽斎~丹波・丹後の攻防と支配~」 (~11/17)
- 10.5 ぶらり丹後「弓木城」
- 10.5 巡回展「安久家文書の世界」 会場:舞鶴赤れんがパーク (~10/27)
- 10.19 文化財講座③

「現地講座・福知山城を歩く」 講師:当館 資料課長 森島康雄

- 11.2 ぶらり丹後「宮津城」
- 11.9 文化財講座④

「光秀・幽斎と丹後一色氏」

講師:大山崎町歴史資料館館長 福島克彦氏

11.30 特別展「蚕業遺産×ミュージアムー蚕都がつ むいだ文化財の新たな価値と可能性ー」

 $(\sim 1/19)$ 

11.30 第30回紙すき教室

(12/1, 12/7, 12/8, 1/25, 2/1, 2/4)

12.14 フォーラム「プレハブの中の文化財-蚕都の 遺産を活用するための A to Z-」

会場:あやべ・日東精工アリーナ

講演:『「地域教育遺産」なるもの~養蚕・製

糸、井堰水路や京街道を歩く~』

講師:三和学園 福知山市立三和小・中学校 地域連携コーディネーター 吉田武彦氏

講演:『「蚕業遺産 A to Z」が教えてくれるも の』

講師: 半農半 X 研究所代表 福知山公立大学 特任准教授 塩見直紀氏

パネルディスカッション

パネリスト: 塩見直紀氏、吉田武彦氏、

京都府蚕糸同友会 荒堀満氏

コーディネーター: 当館 副主査 青江智洋

12.21 ワークショップ「親子で作ろう!まゆクラフトーカイコの天敵だけど来年の干支なのでネズミを作っちゃおう!-」

講師:あやべまゆクラフト工房

1.18 ワークショップ「まゆから糸をひこう!真綿を作ろう!|

講師: 亀岡市文化資料館友の会 カイコ・綿サークル

2.15 企画展「ふるさとミュージアムコレクション」 (~4/5)

### 丹後郷土資料館調査だより 第9号

発行 2020年(令和2年) 3月27日

編集 京都府立丹後郷土資料館

〒629-2234 京都府宮津市字国分小字天王山611-1 TEL(0772)27-0230 FAX(0772)27-0020